

みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム規約

(名 称)

第1条 このコンソーシアムは、みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、県内の産学官が連携し、半導体人材の育成・確保やコンソーシアム会員企業の取引拡大等を推進することにより、本県の半導体関連産業の振興を図ることを目的として、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 半導体人材の育成と確保
- (2) コンソーシアム会員企業の取引・サプライチェーンの強化
- (3) コンソーシアム会員相互の情報交換や連携促進
- (4) 半導体関連産業の認知度向上
- (5) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 半導体関連企業、半導体関連産業に関心のある企業、商工・経済団体、産業支援機関
- (2) 教育・研究機関
- (3) 行政機関

2 コンソーシアムは、本条の会員名等を必要に応じて公開することができる。

(役 員)

第4条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、会員の中から互選により選任する。

3 会長は、必要と認めるときは、役員を追加することができる。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(総会等の開催)

第5条 会員が参集する会合（以下「総会」という。）は、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会の議事のうち審議が必要な事項については、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、議決権は、1会員につき1個とする。

4 会長は、必要と認めるときは、総会を書面開催又はウェブ会議システムを利用して開催することができる。

5 会員以外の者は、あらかじめ会長に届け出ることにより、総会にオブザーバーとして出席することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 会長は、必要と認めるときは、コンソーシアムの傘下にワーキンググループを置くことができる。

2 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者を総会及びワーキンググループに招聘することができる。

(秘密の保持)

第7条 会員は、コンソーシアムの活動を通じて知りえた企業秘密に係る事項を漏らしてはならない。退会した場合においても同様とする。

(事務局)

第8条 事務局は、宮崎県商工観光労働部企業振興課先端技術産業推進室に置く。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会員と協議のうえ、会長が別にこれを定める。

附 則

1 この規約は、令和5年12月19日から施行する。

2 コンソーシアム設立時の役員は、第4条第2項の規定にかかわらず、事務局からの推薦により、総会での承認をもって選任することができる。

3 コンソーシアム設立時の役員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和7年4月以降に開催する最初の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規約は、令和7年7月29日から施行する。